

徴 収 猶 予 申 請 書 (特)

松田町長 本山 博幸 殿
 地方税法附則第59条第1項の規

申請書の太枠内（1及び3）を記入してください。
 また、収入の減少等の事実があることを証する書類（給与明細、預金通帳等）を添付してください。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	住所所在地	神奈川県足柄上郡松田町XXXX			申請年月日	令和 2年 XX月 XX日
	電話番号	XXX (XXXX) XXXX	携帯電話	()		
納付又は納入すべき税	氏名称	松田 太郎			印	
					※職員記入欄	通信日付印
						申請書番号
						処理年月日
	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等
	2	固定資産税	2・6・1	円 XXXXXXXX		XXXXXXXX
			・			
			・			
			・			
			・			
	合計			① XXXXXX	②	
新型コロナウイルス感染症等の影響				<input checked="" type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少		

2 収入の計算（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）

(注) 会 作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少

令和2年2月以降、収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

納付又は納入すべき税：全ての税目が対象です。
 徴収猶予を申請するときに、猶予を受けようとするものを記載ください。

納期限：それぞれの納期限を記入してください。
 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものが対象です。

納付書番号等：納税通知書にある通知書番号を記載してください。

収入							
支出							
小計	⑨	⑩	⑪			⑫	円

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

税理士 署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 □ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

	金額		金額		金額
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(⑭)	円

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税	円	-	(⑮) 納付可能金額	円	=	猶予額	円
-----------------	---	---	------------	---	---	-----	---

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

**・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、
ご協力をお願いします。**

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。